

## 高槻市建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、本市が発注する建設工事に係る競争入札において、地方自治法施行令第167条の10の2（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の施工能力、工事成績、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

(総合評価審査委員会)

**第3条** 総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、落札者決定基準案の作成及び落札者決定基準で定める技術資料（以下「技術資料」という。）の審査を適正かつ公正に行うため、高槻市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部部長代理をもってあてる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する者をもってあてる。
- 5 委員は、公共建築課、道路課、下水河川事業課、エネルギーセンター、管路整備課及び浄水管理センターをそれぞれ所管する部長代理級職員並びに対象工事に係る担当の所属長をもってあてる。なお、当該部長代理級の職が置かれていないときは、当該所管部長が指名する職員をもってあてる。
- 6 その他審査委員会に関する事項は別に定める。

(学識経験者の意見聴取)

**第4条** 次に掲げる場合には、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 前号の規定による意見の聴取において、落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合

(落札者決定基準)

**第5条** 落札者決定基準には、総合評価基準、評価の方法、落札者決定の方法を定める

ものとする。

- 2 落札者決定基準は、前条の規定による意見聴取の結果を踏まえ、高槻市入札参加者選考委員会（以下「選考委員会」という。）において決定する。

（総合評価の型式）

**第6条** 総合評価における評価項目及び評価の型式は、国土交通省が分類する簡易型（特別簡易型を含む。）、標準型及び高度技術提案型のうち特別簡易型に該当する型式を基準に行うものとする。ただし、選考委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

（評価基準）

**第7条** 総合評価基準は、工事の目的及び内容により、その他の条件として必要となる要件について設定するものとし、評価項目及び評価基準その他評価に必要な事項を定めるものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の施工能力に関する事項、技術者の能力に関する事項、地域貢献・社会性に関する事項、その他評価に関して必要な事項とする。
- (2) 技術評価点は、入札参加資格を有している者に付与する点（標準点）に前号に定める評価項目に応じて付与される点数の合計（加算点）を加えたものとする。

（必要書類の提出）

**第8条** 入札参加希望者は、技術資料を入札参加資格確認申請書と同時に提出するものとする。

- 2 入札参加資格確認申請書により入札参加資格が認められた者は、制限付一般競争入札参加申出書、入札書及び積算内訳書（提出を求めている場合）を提出するものとする。
- 3 総合評価を特別簡易型で行う場合で市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1項の入札参加資格確認申請書及び技術資料の提出と同時に入札書及び積算内訳書（提出を求めている場合）を提出するものとする。

（技術評価点の決定）

**第9条** 審査委員会は、前条第1項の規定により提出された技術資料について審査を行い、技術評価点を決定する。

- 2 審査委員会は、提出書類の内容に不明な点がある場合は、提出者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

（評価の方法）

**第10条** 評価値は、当該入札者の技術評価点と入札価格を基に、次のいずれかの方法を採用して求めるものとする。

- (1) 除算方式

評価値＝技術評価点/入札価格×定数

(2) 加算方式

評価値＝技術評価点＋（60×最低入札価格/入札価格）

2 入札は、低入札価格調査の対象とすることが適当でないものと認められるものを除き、高槻市低入札価格調査実施要綱の規定に基づき実施する。

（落札候補者の決定方法）

**第11条** 前条の規定により得られた評価値が最も高い者を落札候補者とする。

2 評価値が最も高い者が2以上あるときは、別に定める方法でくじを実施し、落札候補者を決定する。

（落札者の決定方法）

**第12条** 落札者は、選考委員会において決定するものとする。ただし、落札者決定に際し第4条第2号の規定が適用される場合には、学識経験者の意見の聴取結果を踏まえ選考委員会において決定するものとする。

（落札者決定の通知）

**第13条** 落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に対して落札決定した旨を通知し、他の入札参加者に対しては本市のホームページに当該落札者を掲載することでその通知に代えるものとする。

（入札公告に示す事項）

**第14条** 総合評価落札方式で発注する場合は、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 工事概要
- (3) 入札参加に必要な要件
- (4) 入札参加に必要な書類の提出期限及び提出場所
- (5) 総合評価の評価項目及びその配点に関すること。
- (6) 技術評価点が公表されること。
- (7) 技術評価点について疑義照会ができること。
- (8) 入札日時、入札場所
- (9) 低入札価格調査制度が適用される場合にはその旨
- (10) 入札立会人に関すること。
- (11) 落札者決定基準
- (12) その他必要な事項

（入札結果の公表）

**第15条** 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 入札参加者の商号又は名称

- (2) 入札参加者の入札価格
- (3) 入札参加者の技術評価点
- (4) 入札参加者の評価値

2 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札者から提出された技術資料は、公表しないものとする。

(評価結果に対する疑義の照会)

**第16条** 入札参加者は、前条により公表された日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義の照会をすることができる。

2 前項による疑義の照会があった場合は、選考委員会において審議し、その結果を遅滞なく回答するものとする。

(評価内容の担保)

**第17条** 総合評価に関して提出した技術資料に虚偽記載があった場合には、契約の解除及び指名停止措置を講じることができるものとする。

2 施工計画に関する事項について、評価した内容が受注者の責により満たされない場合は、工事成績評定の減点などの措置を講ずるものとする。

(準用)

**第18条** この要綱は、測量・建設コンサルタント等業務委託契約に総合評価落札方式を採用する場合について準用する。

(その他)

**第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。